

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和元年7月5日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1委員会室

議 事

- 第 1 議案 第 16 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 17 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 19 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案 第 20 号 令和元年度富山県農業政策に関する提言について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和元年7月5日(金)
 2. 総会の場所 魚津市役所第1委員会室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 14名
 - 1番 北田 直喜
 - 2番 谷越 彦茂
 - 3番 沖本 喜久雄
 - 4番 野崎 努
 - 5番 小坂 芳夫
 - 6番 谷口 敬蔵
 - 7番 石坂 誠一
 - 8番 中山 修
 - 9番 徳本 久邦
 - 10番 原 武雄
 - 11番 関口 たず子
 - 12番 中田 登與志
 - 13番 中島 悦子
 - 14番 杉山 篤勇
 5. 総会に欠席した農業委員の数 0名
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名
 - 下野方地区 稲盛 保雄
 - 加積地区 畠山 勇
 - 西布施地区 谷崎 雅彦
 7. 議事録署名委員
 - 12番 中田 登與志
 - 1番 北田 直喜
 8. 総会に出席した職員
 - 事務局長 浦田 誠
 - 庶務係長 五十嵐 孝
 - 主査 杉本 ゆき子
 - 主事 井口 健太郎
 - 主事 横田 悠介
-

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から令和元年度7月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、12番中田委員、1番北田委員にお願いいたします。

議案第16号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第16号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。

2ページ目の説明概要をご覧ください。

今月の4条申請は2件です。地区別の内訳は下野方地区が1件、加積地区が1件で、面積合計が780㎡です。それでは3ページ目の総括表を読み上げてご説明いたします。

【議案第16号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であり、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

北田委員： 譲受人の従業員の駐車場が手狭であるとの話を受けて、現地を確認してきました。隣接する〇〇さんの牛舎に被害が及ばぬよう擁壁を立てることを条件にお願いしており、〇〇さん本人も了解されています。申請地には〇〇さんの機械が置いてありますが、駐車場ができた暁には、〇〇さんの敷地の中に入れてになっています。両方で話は了解済みであることから問題無いと思います。

小坂委員： 三ヶ吉島線の道路拡幅により面積が減り、車庫を立てるということでした。違反転用の案件でもありますので、委員の皆さまに意見をお聞きしたいと思います。その他は事務局の説明の通りです。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 特に無いようでしたら、意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第16号は意見決定いたします。
議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は4件ございました。

転用別内訳は表のとおりで、地区別の内訳は、加積地区1件、道下地区2件、西布施地区1件、合計面積が4,609㎡です。それでは6ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第17号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

五十嵐係長： 農業委員会等に関する法律第31条の規定には農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとあります。1番の案件の譲渡人は畠山推進員ですので、議事には参与できないこととなります。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

小坂委員： 譲受人の実家にも近くよい物件だと思います。特に問題ないと思っております。

原委員： 2番の案件については、相続によってはじめて違反転用であることが分かったということで、本人も深く反省しております。3番の案件は、注文住宅等に転用で何ら問題ないと思えます。

谷越委員： 4番の案件ですが、譲受人がワイン用ぶどうの作業がしやすい場所に施設を設置したいということです。違反転用であります但本人も反省しております。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

杉山会長： 3番の案件ですが、隣接耕作者の了解はとれていますか。

原委員： ○○さんと○○さんがやっている。大丈夫です。

杉山会長： その他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 特に無いようでしたら、意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第17号は意見決定いたします。
議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

杉本主査： 議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。魚津市長より令和元年6月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。9ページが総括表、10ページからが一覧表になります。

今月の案件は、1議案42件で、全て農協を通じて利用権設定を行う転貸であります。新規と再設定の内訳は、新規が9件14筆20,188㎡、再設定は33件93筆165,727㎡です。全て合わせますと42件107筆185,915㎡です。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 無いようでしたら、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第18号は決定いたします。
議案第19号令和元年度富山県農業政策に関する提言について、事務局より説明を求めます。

五十嵐係長： 富山県農業会議から県へ政策提案するという事で、各農業委員会に意見を求められております。事務局で6つ項目を作りましたのでご説明させていただきます。

【議案第19号 議案書をもとに朗読】

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

北田委員： もっと具体的な数字は入れられないのか。

五十嵐係長： バックデータを調べてからでないといけないと難しいです。

北田委員： 今後農地の出し手は増えるが受け手は減る。受け手の方への補助を増やしてほしい。

浦田事務局長： 今年度新たに制度を作りました。新規に限り6年以上農地中間管理事業を通じ農地の貸付を受けた場合に助成します。（新規就農者は2,000円/a、地域農業の担い手は1,000円/a）

もっと欲しいとは思いますが、まずはここから始めていきたいと考えています。

五十嵐係長： 国は農業の大規模化やICTの活用といった、効率化により利幅を増やすことを目指しています。それもセットで考えていければと思います。

また、人・農地プランの見直しとして今年度下半期にアンケートを実施します。アンケート結果を見ればクリアな現状が見えてくるのではと思います。

杉山会長： その他に何かありませんか。

（「なし」の声あり）

杉山会長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

五十嵐係長：（非農地通知（令和元年6月分）について）

横田主事：（元気とやま農林水産奨励賞について）
（「ほおぼる幸せ。富山米」生産推進大会について）
（農業経営法人化説明会の開催について）

杉本主査：（令和元年度魚津市農業委員会視察研修について）

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時50分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第4条調査書

議案第16号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法上の用途地域内（準工業地域）に位置していることから、農地区分は第3種農地と判断し、転用許可基準は原則許可となります。	
転用目的	近隣住民や譲受人の駐車場敷地として利用される計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら過去に申請地を違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については、全額を自己資金でまかなう計画ではありますが、通帳の写しで確認しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに造成工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地として、法定外公共物（水路）がありますが、暗渠として利用する計画であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場として利用する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、隣接農地等に被害の及ばぬように十分配慮します。生活排水は発生せず、雨水排水については、隣接する側溝に放流する計画です。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第4条調査書

議案第16号 受付番号2番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね28haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業実施区域内農地であり、農地の区分は第1種農地と判断します。 転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	既存の納屋や車庫、カーポートだけでは所有する農機具や車を保管することができないため、新たに車庫・物置敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。また、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画であります。通帳の写しで確認しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに造成工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、車庫・物置敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は車庫・物置として利用する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の県道に面しない三面をコンクリート擁壁を設置し周囲に被害の及ばぬよう十分配慮します。雨水については、県道沿い側溝に排水する予定です。もう一方の土地は既に施工済みであり、現状のまま利用します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第17号 受付番号1番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（9ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	現在、共同住宅に住んでいますが、子の誕生を機に生活拠点を定めたく、実家近くに戸建て住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画で、事前審査回答書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地として、法定外公共物（水路）がありますが、管理する市から払下げを受ける予定で協議を進めており、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになってはいますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになってはいますが、本件は一般住宅敷地を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接する農地に被害の及ばぬように十分配慮し、生活排水は公共下水道を利用します。雨水排水は、隣接する水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第17号 受付番号2番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（6ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	申請地は自宅に隣接していることから、自宅への出入り、自家用車の駐車スペース、物干場、庭等の敷地として利用します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、違反転用であるため既に造成済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地拡張として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地拡張が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には既にコンクリート擁壁が設けられており、近隣に被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、申請地東側に接する側溝水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第17号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地の農地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に青島保育園の公共施設、青山内科の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請地周辺には保育園、中学校、高校といった教育施設や病院等があり若い世代からの住宅需要が多い地域です。注文住宅敷地6区画、駐車場付き賃貸用居宅4棟を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地及び賃貸住宅用敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅及び賃貸住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接する農地に被害の及ばぬようにします。雨水排水は宅地内道路に設置する側溝を經由し北側水路へ放流し、一部は宅地内へ浸透させます。 生活排水は、南側市道に埋設されている公共下水道へ接続して放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第17号 受付番号4番
(賃貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね54haの一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、農業用施設です。	
転用目的	現在、農機具類の多くは個人農家で所有していますが、作業を円滑に遂行するために一括して格納する必要があり、農機具格納庫と作業場を備えた農業用施設を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。また、必要な資金については、全て借入金でまかなう計画で、既に借入金が振込まれた通帳の写しを添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農業用施設敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農業用施設を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接する農地に被害の及ばぬように十分配慮し、汚水など雑排水は浄化槽を通し排水路へ放流します。雨水排水も同じ排水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		